



令和5年 5月22日

尼崎市議会議長 様

会派名	公明党
代表者氏名	土岐良二
出張者氏名	眞鍋修司 眞田泰秀
	土岐良二 藤野勝利
	田中俊幸

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和5年5月10日から令和5年5月12日まで

2 結果の概要

用務先 品川区	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 1 私立幼稚園振興費補助制度について
墨田区	2 創業支援について
水戸市	3 みとっ子未来パッケージについて
ひたちなか市	4 民間賃貸住宅家賃補助制度について4
添付書類 <input type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> 別紙資料 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 精算額は、令和5年4月27日届け出た額(303,400円)と同一額である。 |
| <input type="checkbox"/> 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載) |

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支 出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

視察報告

真鍋 修司

視察先 東京都品川区

視察内容 品川区私立幼稚園振興費補助金制度

今回、品川区の当制度を視察した目的は、近年、尼崎市において公立幼稚園の園児数が減少する中、その対策として、公立での保育期間を2年保育から3年保育に変更する計画が決定しており、その実施にあたって、私立幼稚園から自園の入園児数が減り経営が厳しくなるとの懸念が出ていて、その解決策の一つとして、品川区の当該制度を参考にするため調査を行いました。

品川区では、幼稚園教育は、昭和22年に公立幼稚園4園からスタートし、その後、昭和32年からは私立幼稚園24園も加わって幼稚園教育が行われてきました。現在（令和4年5月1日時点）は、公立幼稚園10園（幼保一体7園、幼稚園単独3園）、私立幼稚園18園体制となっていますが、今後、公立幼稚園1園の閉園が決定しており、さらに3園の閉園も検討されているそうです。

品川区の当該制度は、平成3年に区長決定でできたもので、その制定趣旨は、私立幼稚園が運営において必要とする経費の一部を、区が助成することによって、幼稚園の経営の安定と保護者に係る経費の負担の軽減を図ることです。

補助金の種類と額は、別紙「品川区私立幼稚園振興費補助金交付要綱」の第3条に記載されている通り、(1)運営費補助金 1園につき220万円、(2)園児教材費補助金 5月1日現在の在籍園児数に基づき1人あたり2千円、(3)教員研究費補助金 1園につき20万円、コロナ禍以降の措置として(4)衛生管理費補助金 1学級につき1万円です。以上の合計額を支給します。

この内(1)運営費補助金は、前年と比べ入園児の減少数が大きかったことを受けて（前年は区全体で200人減少だったが、当年は400人減少した）、令和2年度から100万円を増額して現在の金額になっています。

こうした経緯を考えると、品川区における当該補助金の支給は、前述した幼稚園の経営の安定と保護者に係る経費の負担の軽減を図ること以外に、私立幼稚園を支えることにも主眼が置かれているように感じました。

1園あたりの平均的な補助額は270万円、区全体では、令和4年度当事業に4,900万円を支出しています。(現在、品川区に、各私立幼稚園における、支出に占める区補助金の割合について資料の提出をお願いしています。)

一方で、こうした補助金制度は年限的に行われ、以降は自助努力が求められ、事業見直しの対象になることが多いですが、品川区においては、当該制度はそうした対象にはなっていないとのことです。

幼稚園からの意見・要望としては、私立幼稚園連合会等から増額を求める陳情が出てくることはあるそうです。

東京都の中では、同様な制度を設けている所は多いそうで、大田区、港区をはじめ13区程度で行われているとの事でした。

最後に、視察を通じての感想として、品川区では私立幼稚園が先行して数多く設置されていき、その後に公立が補完的に増えていったようです。

一方、尼崎市においては、先に公立が始まり、昭和の高度経済成長期の人口増加に伴って、公立では受け入れが追いつかず、私立に設置をお願いしたという経緯があり、両者に違いがあるので、行政の私立幼稚園に対する考え方と違いがあるのではないかと感じました。

しかし、とは言うものの、物理的に公立だけでは幼稚教育が充分に行えない実情を考えると、品川区が行っている私立幼稚園に対する補助金制度のようなものは、尼崎市でも必要であると思いますので、今後、行政に提案していきたいと思います。

以上

品川区私立幼稚園振興費補助金交付要綱

制定 平成 3 年 8 月 30 日区長決定
改正 平成 10 年 10 月 14 日要綱第 75 号
改正 平成 20 年 3 月 24 日要綱第 47 号
改正 平成 28 年 2 月 17 日要綱第 44 号
改正 令和元年 8 月 23 日要綱第 287 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日要綱第 152 号
改正 令和 3 年 8 月 6 日要綱第 256 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区内私立幼稚園運営において必要とする経費の一部を助成することにより、幼稚園の経営の安定と保護者に係る経費の負担の軽減を図るために交付する品川区私立幼稚園振興費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者は、区内私立幼稚園の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、新たに設置者を欠きやむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営および経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。

(補助金の種類と額)

第 3 条 補助対象者に交付する補助金の種類と額は、次の各号のとおりとする。
補助金の種類と額

- （1）運営費補助金 1 園につき 220 万円 *令和 2 年～ 120 万円（当初）*
（2）園児教材費補助金 5 月 1 日現在の在籍園児数に基づき 1 人あたり 2 千円
（3）教員研究費補助金 1 園につき 20 万円
（4）衛生管理費補助金 1 学級につき 1 万円 *ユウナヒ*

(補助対象経費)

第 4 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、幼稚園運営において必要とする次に掲げる経費とする。

- （1）運営費 人件費、教育管理経費、施設費、設備費
（2）園児教材費 教材購入費、教具購入費等
（3）教員研究費 新任・現任研修費、園内研修費等

(4) 衛生管理費 感染予防用品購入費、クリーニング費等

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、品川区私立幼稚園振興費補助金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を審査し、交付すると決定したときは、品川区私立幼稚園振興費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知する。

(請求書)

第7条 補助対象者は、交付決定通知を受けたときは、補助金の交付決定の日から14日以内に品川区私立幼稚園振興費補助金交付請求書（第3号様式）により区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、補助対象者から補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載した補助金執行計画の内容を変更しようとするときは、事前に補助金充当計画変更届（第4号様式）および補助金充当変更計画書（第5号様式）を区長に提出し、承認を得なければならぬ。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(執行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況について区長から報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、毎年5月末日までに、前年度品川区私立幼稚園振興費補助金実績報告書（第6号様式）および品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反し、またはこれを変更したとき。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、前条の規定により取り消し、または変更があった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付則

この要綱は平成10年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成20年3月1日から適用する。

付則

この要綱は平成28年2月17日から適用する。

付則

この要綱は令和元年9月1日から適用する。

付則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園振興費補助金申請書

品川区私立幼稚園振興費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金の申請額 ￥_____

2. 幼稚園の在籍状況（年5月1日現在）

区分	園則定数	学級数	園児数		
			男	女	計
3歳児	人	クラス	人	人	人
4歳児	人	クラス	人	人	人
5歳児	人	クラス	人	人	人
計	人	クラス	人	人	人

3. 教職員数（年5月1日現在）

区分	本務	兼務	計
教員数	人	人	人
職員数	人	人	人
計	人	人	人

※ 教員数には園長も含む。

4. 補助金執行計画内容

(1) 歳入

区分		予算額
①本年度収入額 (②+③+④+⑤) ※学校法人團は前年度繰越を除く。		円
②東京都補助金		円
内訳 東京都私立幼稚園経常費補助金 (学校法人立)		円
東京都私立幼稚園教育振興事業費補助金 (学校法人立以外)		円
その他 ()		円
③国補助金		円
④品川区振興費補助金		円
⑤生徒納付金等その他収入額		円

品川区振興費補助金 執行計画額	
(1) 営費補助金	2,200,000 円
(2)教員研究費補助金	200,000 円
(3)園児教材費補助金 @2,000 × 園児数	円
(4)衛生管理費補助金 @10,000 × 学級数	円
(5)総額 ((1)+(2)+(3)+(4))	円

← ※上記(5)の総額を記入してください。

(2) 歳出

区分		予算額	補助金充当額内訳 ※振興費補助金の内訳を記入して下さい。
Ⓐ本年度支出額 (Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ+Ⓕ) ※学校法人團は次年度繰越額を除く。		円	(5)振興費補助金総額 円
Ⓑ人件費支出額		円	(1)-1 円
Ⓒ教育管理経費 (a)+(b)+(c)+(d))		円	↓ ↓
内訳 (a)消耗品費支出額		円	(3)園児教材費支出 円
(b)光熱水費支出額		円	(1)-2 円
(c)教員研究費支出額		円	(2)教員研究費 200,000 円
(d)その他支出額		円	(1)-3 円
Ⓓ設備関係費支出額		円	(1)-4 円
Ⓔ衛生管理費支出額		円	(4)衛生管理費支出 円
Ⓕその他支出額		円	↓ ↓

第2号様式（第6条関係）

発第号
年月日

様

品川区長

年度 品川区私立幼稚園振興費補助金
交付決定通知書

年月日付で申請のあった 年度品川区私立幼稚園振興費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額 ¥ _____

2. 補助金の使途 年度品川区私立幼稚園振興費補助金申請書のとおりとする。

3. 補助条件 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わなければならない。

- (1) 私立幼稚園振興費補助金申請書の内容を変更しようとするときは、事前に補助金充当計画変更届（第4号様式）および補助金充当変更計画書（第5号様式）を区長に提出し、承認を得る。
- (2) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対象経費の執行状況を常に明確にしておく。
- (3) 補助対象経費の執行状況について、区長から報告を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- (4) 当該年度が終了したときは、翌年度の5月末日までに、品川区私立幼稚園振興費補助金実績報告書（第6号様式）および品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書（第7号様式）を区長に提出する。
- (5) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日までに補助金を返還する。

第3号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

年度 品川区私立幼稚園振興費補助金交付請求書

年　月　日付、　　発第　号により交付決定された　　年度品川区私立幼稚園振興費補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に￥の記号を併記してください。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度補助金充当計画変更届

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区私立幼稚園振興費補助金申請書の内容について、下記のとおり変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

1. 変更理由

2. 変更内容 別紙補助金充当変更計画書（第5号様式）のとおり

第5号様式（第9条関係）

年度補助金充当変更計画書

幼稚園名	
------	--

	当初予算 (計画額)	補正予算 (変更後)
本年度予算総額	円	円
品川区私立幼稚園振興費	円	円
補助金申請額	円	円
補助対象経費内訳		
運営費支出予定額	円	円
園児教材費 支出予定額	円	円
教員研究費 支出予定額	円	円

第6号様式(第12条関係)

年 月 日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園振興費補助金実績報告書

年 月 日付、 発第 号で交付決定した、品川区私立幼稚園振興費補助金の使途および 年度収支決算について、下記のとおり実績報告いたします。

記

1. 補助金の申請額 円 —

2. 補助金の使途 品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書(第7号様式)のとおり

3. 本年度収支決算 品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書(第7号様式)のとおり

第7号様式（第12条関係）
年度品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書

年度品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書

設置者名					
区分	①決算額	②都補助金 充当額	③国補助金 充当額	④区補助金 執行額	⑤差引 ①-(②+③+④)
A 収入総額					
B 人件費支出					
C 教員研究・管理経費 (a)+(b)+(c)+(d))					
内 訳					
(a)消耗品費支出					
(b)光熱水費支出					
(c)教員研修費支出					
(d)その他支出					
D 設備関係費支出					
E その他支出					
F 支出総額 (B+C+D+E)					

- ・A収入総額、F支出総額については資金収支決算書の金額とします。
・但し、収入総額については前年度繰越金、支出総額については次年度繰越金を差し引いてください。

↑振興費補助金の実績だけでご記入ください。

令和5年5月15日

会派視察報告書

報告者：眞田 泰秀

視察者：眞鍋議員、土岐議員、藤野議員、田中議員、眞田

視察内容：東京都品川区私立幼稚園振興費補助金交付

視察行程：令和5年5月10日 13:00—14:30

説明者：品川区子ども未来部保育支援課長 [REDACTED]

議会事務局担当：[REDACTED]

趣旨

私立幼稚園の運営において必要とする経費の一部を助成するために補助金制度を設けた

対象

私立幼稚園設置者

補助金

運営補助金 1園220万円

教材補助金 1人 2千円

教員研究補助金 20万円

衛生管理費補助金 1万円

視察・説明を受けての感想

尼崎市においては、高度成長期、子どもの数が増え、公立幼稚園だけでは、受け入れが間に合わず、私立幼稚園に受け入れを担ってもらっている歴史があるが、品川区においては、元々私立幼稚園が公立幼稚園よりも主体的に担っている面がある。

そのような歴史の違いがあり、補助金交付が30年前から制定できたように感じる。

品川区において、子どもの人口は増えているが、近年は保育所に預ける傾向が増え

幼稚園離れが進んでいるとの事で、毎年運営補助金の増額の為の、要望が区の方に寄せられているとの事。

尼崎市においては、公立幼稚園が2年間から3年間受け入れを改定する動きがあるなかで、私立幼稚園に入園する園児が減る事が想定されるので、運営管理者の経営が厳しい状況になると思われる。中には、閉園を検討しなくてはならない園もあると聞いている。

少子化と合わせて保育所ニーズが高まる中で、入園児数が減ることは仕方のない面もあるが、高度成長期含め、尼崎市の人口が増えていく中で、私立幼稚園には、たくさんの子どもたちが、お世話になった事も事実である。

今回の視察で、幼稚園の歴史が品川区と尼崎市で違いがある事がわかったものの、これから尼崎市における私立幼稚園のあり方について、更に深く考察が必要であると感じ、考えるにあたり、品川区の取り組みは、参考になった内容であった。

会派視察報告

視察日時：令和5年5月11日（木）10時～

視察先：東京都墨田区

墨田区：産業観光部 経営支援課 課長 [REDACTED]

産業観光部 経営支援課 係長 [REDACTED]

視察者：尼崎市議会 公明党

真鍋修司 真田泰秀 土岐良二 田中俊幸 藤野勝利

報告者：藤野勝利

1. 視察内容

創業支援「すみだビジネスサポートセンター」について

(1) 調査項目等

本市の経済関連の予算の比率が低い中、中小零細企業の事業承継や稼ぐ力を後押しできる行政の取組みは産業都市尼崎市として大変重要である。東京23区の中でも製造業など中小企業の町として墨田区が取組んでいる「すみだビジネスサポートセンター」について、調査を行いました。

(2) 現状と課題等概要について

墨田区では、地方への流出も目立ち、世帯減少や単身世帯が多くなっている。また、墨田区の職・住の割合が80%から、近年は、30%と、スカイツリー建設から10年が経過する中で、地域産業が衰退し、大型マンションなどベットタウン化も進んでいる。このような状況の中、中小企業振興条例のもと地域産業の活性化を図ってきたが、減少する企業の事業承継や経営の継続など事業を守る観点から産業支援を進めている。

(3) 「すみだビジネスサポートセンター」の内容について

- ・8千万円の予算でパソナに外部委託契約
- ・技術のレベルアップ、人材育成のセミナー
- ・3年ぶりの開催となる令和4年度は、4回開催（経営安定、価格転嫁、CAD、プチ操業など）
- ・周知については、区報3回／月、パンフレット、HP、SNSなど一般的なものを活用。また、センター独自のHPなど。
- ・事業者に飛び込みで訪問し認知度をあげている。
- ・認知度、相談実績については、1,500社から延べ4,100件（令和3年度）の相談等。

区内企業15,000社であるため利用は10%程度。昨年の融資アンケートでは、30%くらいは認知している。R3年度延べ4,100件の内訳は、ビジネス相談が、2,450件（創業、販路拡大、事業承継など多岐）、ものづくり相談は、1,644件。

(区内業種別はものづくり企業、2,000社、その他13,000社)

また、相談内容は、経営相談が9割（400創業、補助金550、経営戦略・販路拡大450、販路拡大など）と圧倒的に多い。創業相談はコロナ禍でも減ることがなかった。アフターコロナで経済活動が活発化し、今は補助金等の相談はなく、販路拡大、創業などが活気つき、特に、賃金の向上、物価高の価格転嫁などの経営相談が急増。加えて生産性向上400万円（2/3）補助金、工作機械の補助金など生産性向上の相談などが続いている。

- ・4コマ漫画について、今年4月から開始。センターの年間委託経費の中で、独自HPに掲載している。区のSNSでも紹介している。
- ・SNSなどの閲覧状況については、R3年度で、FBのリーチ数は800～1,700、Twitterインプレッション数2,200～2,900
- ・予算については、予約制で実施しており予算の範囲内でオーバーはしていない。なお、令和5年度は、アフターコロナ、融資返済の課題や廃業等が見込まれるため昨年より増額となり8千万円となった。
- ・コーディネーターについては、外部委託でファイナンシャルプランナーや中小企業診断士などを採用。区の職員と同行することもある。また、ものづくりコーディネーターとビジネスコーディネーターが連携をしている。コーディネーターは輪番的に4、5名が常駐。1事業者に特定のコーディネーターが望ましいが、どのコーディネーターでも継続的に支援できるよう、「企業台帳システム」を導入しており、課題などの相談内容を入力しているため、人が変わっても継続共有。この事業は6年が経過したが、スタート時の中小企業診断士は6割である。ものづくりコーディネーターの中には、旧、中小企業センターから来ている方がいるためものづくりに長けている。
- ・その他の関連機関との連携については、東京都中小企業振興公社、地元金融機関、国や都道府県の「よろずの支援拠点」。また、資金面でショートし立ち行かなくなるなど大きな課題の場合は、地域経済活性化支援機構（旧再生機構）などと連携。また、大体は同センターで完結するが、得意分野や海外出店などは、国の中小企業基盤整備機構や東京都中小企業振興公社と連携。同センター「まちの診療所」なので、重症や専門は総合病院などにとのスタンスで経営サポート。
- ・事業計画書のサポートについては、チャレンジ資金として、創業5年目までの事業者に1,750万円の金融機関の融資（信用保証協会も必要）を斡旋している。以前は、区が融資を行っていたが、焦げ付きなど回収が困難なため、直営の融資は廃止した。事業計画書の作成までは行っていない。アドバイス。
- ・測定機器は、現在、10台保有しており、R3年度の利用実績は延べ140件
- ・アウトリーチの実施については、巡回相談や出張相談も行っており、1/3は巡回相談。ものづくりの事業者は、現場での製品の相談が多いため、現場で行っている。

- ・事業者の同センターへの意見要望については、1例であるが、頼りにしている。補助金。開発のヒントや問題の対する都度のアドバイスに感謝との声をいただいている。要望としては、平日の開設時間は、仕事のため相談時間が厳しいとのご意見があり、水曜日の夜間、第2、4の日曜日も開設を始めた。このことについて、件数は少ないが、小規模の声を聴く体制を整えた。

2、視察にあたって（まとめ）

昭和61年の設立された中小企業センターは、H29年4月からオープンした同センター開設時に閉館した。その理由については、中小企業センターは製造業に特化し、工作機械やプレスなどを設置して活用等行ってきた。しかし、既存する製造業は既に技術、デジタル機械（MCなど）等の工作機械を自社に導入しており、研究用に使用する需要が減少し、機械提供など一定の役割が終わった。そして、ハード面ではなくソフト面が必要と判断。また、中小企業センターでは扱っていない小売り、飲食等の全業種に対応する必要があったとのこと。商工会議所で充足されているところもあるが、ビジネスサポートセンターでは、会員でない事業者が気軽に相談できることも大きなメリットであり、中小企業センターを廃止して集約した。現在、試作用の工作機等は、東京都の産業技術研究センター（葛飾区、江東区（お台場）の青海）に機能を委ねている。機械は処分、一部はリース解約。巨額の投資と維持管理費が抑えることにもなっている。

事業承継の成功例などについて、おもしろい事例であるが、地域内事業承継という形が近年散見されている。人も物も揃っている。事業者の間で進めている。

墨田区は、東京23区の中でも、H25年頃の早い時期から事業承継に取り組んだ。事業承継は様々なケースがあり難しく、結局、廃業支援になったことが多い。事業者間、家族間、行政など繋がっていない中でそれぞれピンポイントでの承継は困難ということがわかった。また、次世代に承継したもの、その後、経営が持続できるかなど、様々なことも見えてきた。また、区内金融機関とM&A、スマールM&A、事業承継について取組んでいるが難しいとのこと。別事業として、後継者や新たな事業者、2代目3代目の方が受講して事業承継していくよう「墨田塾」も開設している。先日も、塾を10年受講してやっと代表取締役になった方がいらっしゃり、事業承継は行政からやりましょうとは中々言い難い。このようなことを踏まえて、事業を継続させることが事業承継に繋がるとの考え方へ至り、「経営支援こそが事業承継」との位置づけで同センターも経営相談に力を入れている。

墨田区の産業分野の予算の構成比も決して高くはない。（1.8%程度）しかし、コロナで保証料の補助（1千万円で50万円）、利子補給などを実施。R5年度は融資枠2億円から8億円に増額など要求。

尼崎市においても経済関連の予算比率は低く、特に中小零細企業に対する支援が手薄い。また、尼崎市の中小企業センター、エーリックなどそれぞれの事業の費用対効

果であるか、そして事業者に喜ばれることになっているかなど検証をしていきたい。また、製造業、小売り、飲食業、そして商店街の活性化など墨田区同様に経営継続のための支援が必要と思われますので、「すみだビジネスサポートセンター」のような事業が実施できないか行政に提案もしていきたい。

<墨田区所管課名刺>

墨田区
産業観光部
経営支援課

課長

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
Tel 03-5608-6185 | Fax 03-5608-6934
E-mail : sumida@city.sumida.lg.jp
<https://www.city.sumida.lg.jp>



ひとつながる
墨田区



すみだ
モダン

墨田区産業観光部
経営支援課経営支援担当

主査

〒130-8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
TEL : 03-5608-6185 FAX : 03-5608-6934
E-MAIL : sumida@city.sumida.lg.jp



つながる
墨田区

<墨田区役所レクチャー>



<墨田区役所>



取り扱い製品の
安全性を確認したい

事業計画を
作りたい

墨田区すみだビジネスセンター墨田事業
本部新規出店より年会費セハツが安価で選択して下さい。

すみだ テクノ

相談
無料

経験豊富なコーディネーターに
向度でも無料で相談できます。

墨田 工業

元々で創業 したい

新
取り組み
新たな事業を

開拓
金を
活用したい

元々アップを図りたい 会社の加工精度を 特許や商標登録を 取得したい。

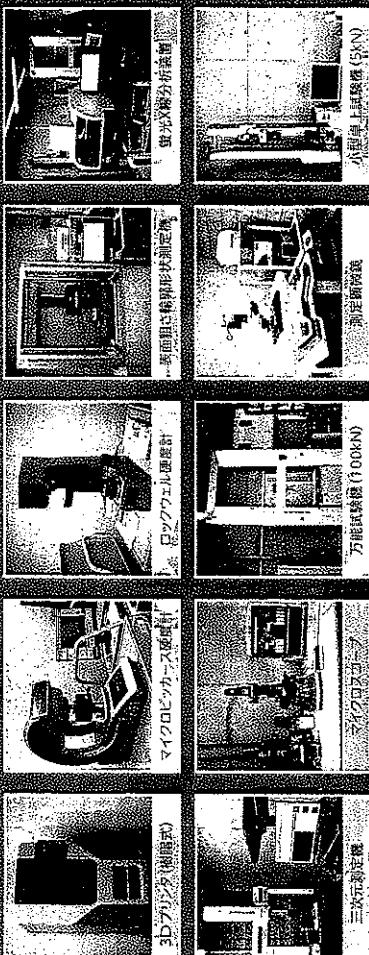
小注文を探したい 会社を深めたい

SNSなどで PR、情報発信したい 加工技術を広めたい

すみだ
ビジネス
サポート
センター

墨田区

開放利用機器のご案内



開放利用機器表(1階階あたり)はじめて機器をご利用になる場合は、専門操作説明(30分程度)を受講してください。

機器名	機器料金表(1階階あたり)	区内企業	区外企業
【材料費】※4			
マイクロビックース硬度計	490円	1,000円/枚	730円
ロックウェル硬度計	70円	100円	1,200円
表面粗さ・輪郭形状測定機	800円	1,200円	1,200円
青光線分析装置	800円	1,200円	1,200円
三次元測定機	800円	1,200円	1,200円
マイクロスコープ	800円	1,200円	1,200円
【プリント代】	大1100円/枚 小150円/枚		
万能試験機(100kN)	800円	1,200円	1,200円
測定鏡鏡鏡	770円	1,150円	1,150円
小型車上試験機(5kN)	500円	750円	750円

<アクセス>

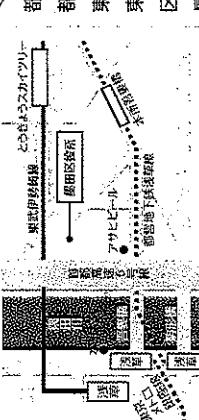
都営地下鉄浅草線「浅草駅」A5出口から約5分
都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋駅」A3出口から約5分

東武伊勢崎線「浅草駅」正面口から約5分

東京メトロ銀座線「浅草駅」5出口から約5分

区内循環バス南部ルート「墨田区役所(勝海舟像入口)」

最寄のバス停は「墨田区役所」「本所吾妻橋」「リバーピア吾妻橋」



すみだビジネスサポートセンター

さまざまな経営課題・技術課題をサポート。

事業者のみなさまと一緒に考えます。
解決のヒントと実現を事業者のみなさまと一緒に考えます。

墨田区

QRコード

会派視察レポート

令和5年5月16日(火)

日時：令和5年5月11日（木） 14時半～15時半

視察先：水戸市議会

参加者：真鍋修司、眞田泰秀、土岐良二、藤野勝利、田中俊幸

報告者：土岐良二

調査内容：みとっこ未来パッケージ（政策一元化、こども部で推進）

安心して子どもを産み育てられる街を目指し、水戸市は本年4月から独自の子育て支援策『みとっこ未来パッケージ』を推進しています。令和5年度の主な子育て支援の予算は前年度比で約50%増の約24億円となっています。

『みとっこ未来パッケージ』は、子どもに関する政策を一元的に推進する『子ども部』が策定し、妊娠・出産から高校生世代になるまでの期間を念頭に、子育て世帯の経済的な負担軽減と相談・支援の充実を二つの柱としています。

重点政策には、『市立中学校の給食費無償化』や、小中学校に入学する全ての児童生徒を対象に応援金3万円を毎年度支給する事を掲げています。

この他、妊娠・出産時に合計10万円を給付する経済的支援と、妊娠期から子育て期まで一貫して寄り添う伴走型相談支援の国の事業をパッケージに組み込んでいます。

また、LINEを使い、保育所の入所手続きを簡素化する『書かない窓口』も推進しています。中でも、令和5年度予算に子育て支援としては最大規模の約3億1200万円を計上した給食費無償化は、市立中学校に通う生徒約6300人を対象とし、年間49500円かかる保護者負担をなくします。令和5年度以降も継続する方針です。市立中学校に通う子育て世帯の方からは『家計の負担をかなり抑えられる』と喜ばれています。

高橋市長は、給食費無償化が中学校で実現することが出来た事を受け、更に『要望を受けている小学校の給食費無償化にも段階的に取り組む』との方針を示しています。

移住・定住支援としては、『子育て世帯まちなか居住支援』で、水戸市から水戸市へ、他都市から水戸市へ移住した場合、多子加算の拡充等で最大60万円が支給されます。

『東京圏からの移住支援』では、子育て加算を18歳未満の子ども一人当たり30万円から100万円に拡充しています。

『結婚新生活支援』では、住宅賃借費用等最大60万円の支給。

『婚活支援』では、連携中枢都市圏9市町村による婚活イベントを開催しています。

主な質問項目

- ・子育て支援の予算が前年度比50%増となっていますが、こども支援関係以外の部署からの反対意見などはなかったのか？→他局からの反対意見はなし。
- ・応援金の3万円の根拠は？→小学生のランドセルの費用、中学生の制服の費用、の半額位を想定している。

※スケジュール感としては、

購入：4月以前（各個人で）

基準：5月1日

通知：5月中（対象者へ）

支給：6月（対象者へ）

- ・中学校給食の無償化の実現は？→保育所の待機児童対策・子ども医療費の助成など子育て世帯への様々な取組みの中で中学校世帯の支援を優先させた。当然いくつかの案の中で検討した。

小学校を先にするか？

多子世帯のみにするか？

完全無償化ではなく半額負担にするか？

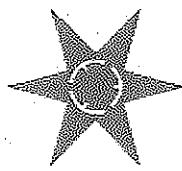
小学校中学校全部を完全無償化にするか？

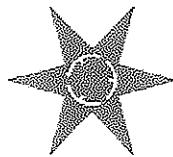
（全部：約10億円、中学校のみ：約3億円）

Mito city

尼崎市議会行政視察資料
水戸市こども政策課
令和5年5月11日

こども育つまち・みと「みどっこ未来ハッカージュ」





Mito city

こども育つまち・みと 「みどりっこ未来ハッソナーシー」

2つの柱で事業を展開

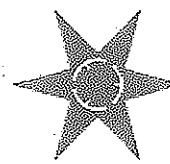
主な事業(すべて新規)

子育て世帯の
経済的負担の軽減

- ①中学校給食費の無償化
- ②小・中学校新入生応援金の支給
- ③出産・子育て応援ギフト支給、
伴走型相談支援
- ④子育て世帯訪問支援事業
- ⑤こども・子育て
関連手続き等のDX化

相談・支援の方実





Witt City

①中学校給食費の無償化（新規）

【予算影響額】312,000千円】

担当 教育委員会教育部学校保健給食課
(内線6050)

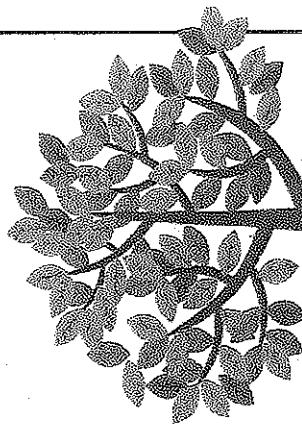
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学生の給食費の無償化を実施する。

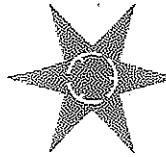
中学校給食費の無償化

対象者 市立中学校1年生から3年生
令和5年度 約6,300人

無償化する 基本月額 4,500円
給食費 (年間 49,500円)

*予算影響額は、無償化に伴う歳入減少額





Wito City

②小・中学校新入生応援金の支給(新規)

【予算額】145,300千円】

担当 こども部こども政策課
(内線2750)

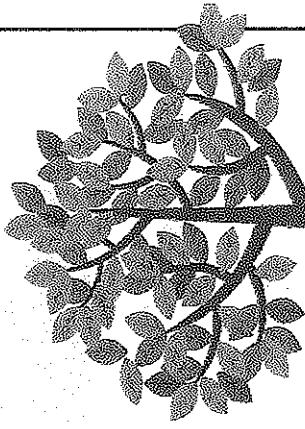
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校及び中学校に入学する児童生徒を持つ保護者に対し、応援金を支給する。

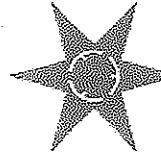
※ 5月1日を基準日として支給

小学校・中学校新入生応援金

対象者 小学校及び中学校に入学する児童生徒を持つ保護者
(参考)令和5年度 小学1年生 約2,300人
中学1年生 約2,400人

支給額 児童生徒1人当たり30,000円





Mito City

③出産・子育て応援ギフト支給、伴走型相談支援 (新規)

【予算額 218,700千円】

担当 こども部こども政策課(内線2750)
子育て支援課(内線2760)

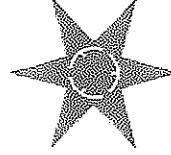
全ての妊娠、子育て家庭が、安心して出産し、子育てできるよう、
出産・子育て応援ギフトの支給とともに、伴走型の相談支援を実
施する。

出産・子育て応援ギフト支給
対象者

妊娠時 50,000円
出産後 子ども一人当たり50,000円
支給額

伴走型相談支援
事業内容

妊娠時、妊娠8か月前後及び出産後に相談支援を実施



Mito City

④

子育て世帯訪問支援事業（新規）

【予算額 14,572千円】

担当 こども部子育て支援課
(内線2760)

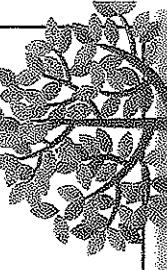
満1歳未満の子どもを持つ、子育てに不安を抱える世帯等を訪問し、家事や育児を支援する。

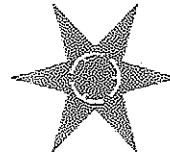
子育て世帯訪問支援事業

主な対象者

- ・子育てに不安を抱える、妊娠又は満1歳未満の子どもを持つ世帯
- ・ヤングケアラーがいる世帯
- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買物代行等）
- ・育児支援（保育所等の送迎、母子保健・子育て支援施策等の情報提供）

事業内容





Minoh city

⑤こども・子育て関連手続き等のDX化（新規）

【予算額 5,400千円】

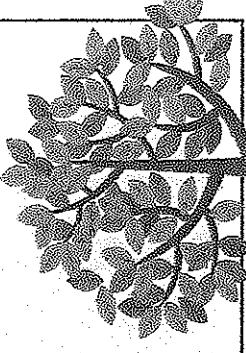
担当 市長公室デジタルノベーション課（内線1220）
こども部こども政策課、子育て支援課、児童保育課
(内線2750) (内線2760) (内線6070)

子育てに関連する申請等のデジタル化を進め、手続きに係る市民の負担の軽減に取り組む。

こども・子育て関連手続き等のDX化

・LINEを使った保育所入所申込作成システム「書かない窓口」

主な内容
等の推進
・子育て支援アプリの導入・活用
・こども・子育て関連手続きのオンライン化の推進



こども育つまち・みと「みとつこ未来ハッリケージ」

令和5年度

経済的負担の軽減

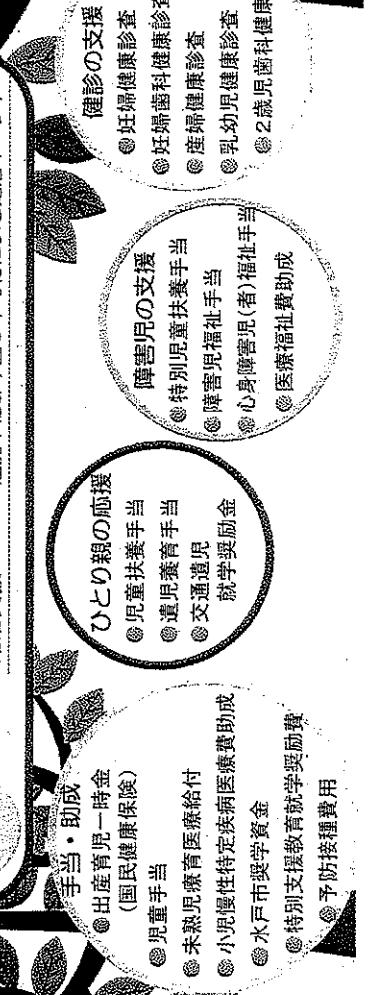
主な施策

妊娠・出産	出産・子育て応援ギフト	… 妊娠時と出産後に各5万円 医療福祉費助成（妊娠婦マル福）
多胎妊娠の妊婦健診助成		… 健診助成5回分追加
新生児聴覚検査助成		… 3,000円/回まか
不妊治療助成		… 完全自費分5万円上乗せほか
不育治療助成		
医療福祉費助成（子どもマル福）		
高齢3年生相当の外來まで拡充（一部市独自）		
保育料の軽減（市独自）		… 市独自の負担軽減
幼稚園、保育所等給食費支権（市独自）		… 幼稚園、保育所等給食費支権による給食費の値上げ抑制
小・中学校新入生応援金（市独自）		… 新1年生に3万円
中学校給食費の無償化（市独自）		… 1人当たり年額49,500円
学校給食費支援（市独自）		… 食材料料等の高騰対策による給食費の値上げ抑制
子育て世帯まちなみ居住支援		… 多子加算の拡充等、最大60万円
東京圏からの移住支援		… 子育て加算を30万円から100万円に拡充
結婚・育活支援		… 連携中核都市圏9市町村による婚活イベント

相談・支援の充実

主な施策

妊娠・出産	伴走型相談支援	… 妊婦・子育て世帯の寄り添い支援 （2/09）
子育て世帯訪問支援		
家事・育児等の支援		
妊娠婦支援		
妊娠前産後支援センター「すまいるママみどり」		
産後ケア、母乳育児相談		
子ども・子育て関連手続き等のDX化		
・LINEを使った保育所入所申込作成システム「書かない窓口」等の推進		
・子育て支援アプリの導入・活用		
・子ども・子育て関連手続きのオンライン化の推進		
抵牾		
放課後児童の居場所づくり		
・放課後学級を75学級から77学級に増設		
・専用棟34学級のWi-Fi環境整備		
市民センター子育て広場、こどもスペース		
ひとり親のライフルプラン支援		… 就業・自立支援
ひとり親の資格取得支援…看護師、保育士、介護福祉士等		
抵牾		
こどもの学習・生活支援		… 学習会場を6会場から8会場に拡充
小・中学生のオンライン相談（SOS）窓口		… タブレット端末の活用



行政視察（会派）レポート

2023年5月18日

日時： 2023年5月12日（金） 10:00～11:15

視察先： 茨城県ひたちなか市役所 住宅課

参加者： 真鍋修司、眞田泰秀、土岐良二、藤野勝利、田中俊幸

報告者： 田中俊幸

<調査内容>

民間賃貸住宅家賃補助制度について

ひたちなか市では平成22年度から民間賃貸住宅家賃補助制度を創設し、実施されており、その具体的な制度の内容と詳細を調査しました。制度導入の経緯は、市に当時25カ所あった市営住宅の老朽化解消に伴い、民間賃貸住宅を活用した補助制度を行うことが、市のコスト的に最も有効とのことでスタート。直近での事業費予算は2200万円で、内1000万円は県補助金となります。これまで各年度で10～20件を補助し、述べ244件の利用がありました。市内不動産事業者の中から市認定の17の事業者を設け、その事業者があっせんする家賃50,000円以下の物件を対象に、収入条件も設定して、

家賃月額の 1/2（最大 20,000 円）の補助を実施。

市営住宅には入居期限もないことから、本制度も 5 年間の補助期間を設定はしているが、5 年経過後の利用再申請も可能とのこと。

また、本制度には条件付きながらも、継承や離婚時の制度利用維持も可能とのこと。

本制度のメリットとしては、

市は、市営住宅施設の維持管理や滞納整理事務にかかる手間や費用が削減でき、また、補助件数を調整できることから、需要と供給の変動に柔軟対応できる。

市民から見たら、家賃の負担を減らせる、補助の要件を満たせば、立地条件や間取り設備など、市営住宅よりも自由に選ぶことができる。

デメリットとしては、

補助金申請や交付にかかる事務処理が年 4 回程必要なことや、手続きの都度、役所に出向かなければならず、また補助金は後払いのため、先に家賃の支払いをしなければならない。

<感想>

市民目線で見ると市営住宅に入居するよりも、幅広く入居物件を選べるメリットがあるので、大変良い制度だなと感じました。

また、条件付きながら、制度利用の承継や離婚時の継続などが可能とのことで、その点も非常に利便性が高いと感じました。

ただ、毎年募集件数に対して応募数が低調なのは事務手続きが多く市民からしたら煩雑なのと、本市から見れば、本市は市営住宅の建替えを進めている状況で、一概に民間賃貸住宅家賃の補助制度がどの程度本市にとって有効なのか、検証が必要だと感じました。

今回お聞きした内容で、本市にとって有益になる部分は是非、検証し進めていきたいと感じました。

民間賃貸住宅家賃 補助制度について

令和5年5月12日(金)
茨城県ひたちなか市住宅課

1 家賃補助制度導入の経緯

I. 制度導入当時の市営住宅の状況

平成22年当時、ひたちなか市では市営住宅を25団地1,952戸管理。

耐用年限が経過した住宅や今後10年程度で耐用年限となる住宅をあわせると全体の3分の1を占めていた。

耐震基準を満たさず、修繕が困難な「薬師台アパート22棟1,13戸」の用途廃止を決定。

当初、建替えを検討するが、将来の需要が見通せない中、長期にわたる維持管理がリスクになるのではないか、懸念が生じる。

平成22年4月1日現在

番号	アパート名	竣工年度	構造	A 戸数	B 入居戸数	C 空室	入戸率 B/A	入居者数
1	市毛第1アパート	S58	中層3 RC造	54	52	2	96.29%	140
2	市毛第2アパート	S60	中層3 RC造	30	30	0	100.00%	72
3	鹿島台アパート	S42~48	準平 RC造	124	123	1	99.19%	205
4	大島アパート	S54	中層3 RC造	24	24	0	100.00%	54
5	高畠第1アパート	H5~9	中層4 RC造	72	69	3	95.83%	207
6	高畠第2アパート	S63	中層3 RC造	54	52	2	96.30%	156
7	西大島アパート	H2	中層4 RC造	32	31	1	96.87%	92
8	東大島アパート	S61	中層3 RC造	42	42	0	100.00%	109
9	東中根アパートF	S62	中層3 RC造	20	20	2	95.00%	56
10	東中根アパートG	S53	中層3 RC造	18	18	0	100.00%	44
11	深谷津第1アパート	H1	中層4 RC造	48	48	0	100.00%	105
12	深谷津第2アパート	H5~7	中層3,4 RC造	44	44	0	100.00%	145
13	松戸アパート	S62	中層3,4 RC造	56	55	1	96.21%	177
14	向野アパート	S58	中層3,4 RC造	60	60	0	100.00%	189
15	薬師台アパート	S58~51	中層3,4・準2 RC造	305	249	56	81.63%	550
16	弥生アパート	S40~47	中層4・準2 RC造	310	261	49	84.19%	531
17	総合住宅	S43	準平 RC造	66	38	28	57.57%	74
18	第1田宮原住宅	S48~57	中層4 RC造	256	246	10	96.09%	674
19	第2田宮原住宅	H6~7	中層3 RC造	21	24	0	100.00%	62
20	第1ひばりヶ丘住宅	H16	中層3 RC造	60	59	1	98.33%	135
21	第2ひばりヶ丘住宅	S44~45	準2 RC造	62	62	0	100.00%	108
22	塩原台住宅	S39~40	準平 RC造	37	32	5	86.48%	42
23	八幡ノ上住宅	S29	準2 RC造	8	7	1	87.50%	14
24	東翠原住宅	S46~59	中層3,4 RC造	64	59	5	92.18%	139
25	平穂住宅	S63~H2	中層4 RC造	72	71	1	98.61%	211
計						1,952	1,784	168
						91.39%	4,292	3

II. 制度導入当時の市営住宅の申込み状況

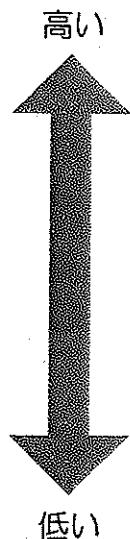
■合計待機者数 128件

■待機期間最長 半年～6年

住宅名	建設年度	待機者数	待機期間 最長	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15
大成	S54	4	3年	1	1	1	1			
東中根	S52~53	0	—							
深谷津第1	H1	6	1年	5	1					
深谷津第2	H4~5	6	2年	1	4	1				
市毛第1	S58~59	3	2年		1	2				
市毛第2	S60	5	1年	2	3					
弥生	S60	0	—							
向野	S56	2	半年	2						
鹿島台	S44	13	2年	8	4	1				
高畠第1	H5~9	16	2年	4	11		1			
高畠第2	S63	9	3年	2	1	3	2	1		
松戸	S62	10	1年	4	6					
東大島	S61	10	3年	5	1	2	2			
西大島	H2	13	6年	6	1			2	3	1
東翠原	S46~59	4	1年	3	1					
第1田宮原	S48~57	4	半年	4						
第2田宮原	H7	3	4年	2				1		
第1ひばり H16	H16	0	—							
		4	3年	2	1		1			
		0	—							
		7	4年	1	3	1	1	1		
第2ひばり	S44~45	5	1年	4	1					
平穂	S63~H2	4	1年	1	3					
合計		128		57	43	11	8	5	3	1

平成22年3月時点 締案方法：申込み順

III.コスト比較



1. 借上げ方式
2. 借上げ方式（交付金あり）
3. 建設・維持管理（家賃収入 50%）
4. 家賃補助方式
5. 家賃補助方式（交付金あり）
6. 建設・維持管理（家賃収入 80%）

5

IV.制度策定当時のスケジュール

<平成21年度>

H21.8.13 先進自治体アンケート実施 8市
山形県山形市、岩手県花巻市
福島県福島市
神奈川県横須賀市、平塚市、厚木市
福井県福井市、岐阜県多治見市

H21.10.23 横須賀市視察

H22.3.26 ひたちなか市民間賃貸住宅家賃補助
事業実施要綱策定

<平成22年度>

H22.4.25 市報掲載(業者募集、募集期間4月26日
～5月28日まで)

H22.6.1 認定事業者あて認定通知書送付(申請17
件、認定17件)

H22.6.4 認定事業者向け説明会開催

H22.7.10 市報掲載(家賃補助制度入居者募集、募集
期間7月12日～7月30日まで 募集件数20件)

H22.8.4 申込者抽選会及び説明会開催
申込23件に対し参加17件のため抽選会
実施せず説明会のみ開催

H22.8.24 資格決定(13件／通知書発送)

H22.10.10 市報掲載(入居者追加募集、先着順)

H22.10.19～H22.11.15 資格決定(7件、計20件)

H22.12.10 募集チラシ配布(680枚 事業者、本庁舎市民
ホール、支所、その他施設)

H23.3.10 市報掲載(家賃補助来年度募集)

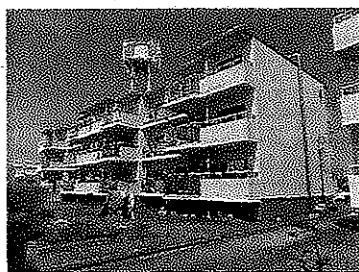
<平成23年度>

現在の募集方法と同様のスケジュール

6

2 ひたちなか市の 市営住宅について

I. 市営住宅の位置図



市毛第1アパート

第1ひばりヶ丘住宅

II. 管理戸数と入居率

入居率順

- 1 東大島AP 「勝田駅」から車で4分
- 2 深谷津第2AP 主要道路近く
- 3 西大島AP 「勝田駅」から車で7分
- 4 鹿島台AP S42建築平屋建て(単身可) 低廉な家賃(0.6万~0.9万円)
※単身者多く
- 5 第1ひばり住宅 H16建築(一部単身可) 給湯設備完備

*P5退原台住宅解体

番号	アパート名	A 戸数	B 入居数	C 空室	D 用途廃止	E 目的外	F 純営業 C-D-E	G 入居率 B/A	H 純入居率 (A-F)/A
1	市毛第1アパート	54	41	13			13	75.92%	75.92%
2	市毛第2アパート	30	23	7			7	76.67%	76.66%
3	退原台アパート	124	99	25		1	24	79.83%	80.64%
4	大成アパート	24	13	11			11	54.17%	54.16%
5	高畠第1アパート	72	53	19			19	73.61%	73.61%
6	高畠第2アパート	54	39	15			15	72.22%	72.22%
7	西大島アパート	32	25	6			6	81.25%	81.25%
8	東大島アパート	42	36	6			6	85.71%	85.71%
9	東中根アパートF	30	19	11			11	63.33%	63.33%
10	東中根アパートG	18	11	7			7	61.11%	61.11%
11	深谷津第1アパート	48	31	17			17	64.58%	64.58%
12	深谷津第2アパート	44	36	8			8	81.81%	81.81%
13	松戸アパート	56	33	23			23	58.93%	58.92%
14	向野アパート	60	36	24			24	60.00%	60.00%
15	菜部アパート	192	145	47		2	45	75.52%	76.56%
16	弥生アパート	280	176	104		4	100	62.86%	64.28%
17	緑合住宅	26	17	9			9	65.38%	65.38%
18	第1田宮原住宅	256	154	102		2	100	60.15%	60.93%
19	第2田宮原住宅	24	18	6			6	75.00%	75.00%
20	第1ひばりヶ丘住宅	60	48	12			12	80.00%	80.00%
21	第2ひばりヶ丘住宅	44	30	14			14	68.18%	68.18%
22	退原台住宅	37	0	37	37		0	0%	0%
23	八幡ノ上住宅	0	0	0			0		
24	東原台住宅	64	41	23			23	64.06%	64.06%
25	平井住宅	72	50	22			22	69.44%	69.44%
計		1,743	1,175	568	37	9	522	67.41%	70.05%
平成22年4月1日との対比		-209	-609	400					-21.34%

令和5年4月1日現在

9

III. 過去3年間の募集件数と申込み件数

【募集方法】

定期募集 … 年4回、申込み期間を定めて募集（抽選）
随時募集 … 通年募集（先着順）

【過去3年間の募集・申込み件数】

(単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募集件数	50	27	24
申込み件数	27	9	14
倍率	0.54	0.33	0.58
退去者数	73	67	73

*定期募集のみの件数です

10

3 家賃補助制度の概要

11

I. 制度の概要

補助対象者	ひたちなか市営住宅設置及び管理条例第6条第1項及び第2項に規定する者とする。ただし、入居予定者が生活保護法(昭和25年法律第114号)の規定による住宅扶助を受けている場合又は入居申込者が市町村税を滞納している場合は、この限りでない。
補助対象住宅	1 認定事業者が管理、あつせんする民間賃貸住宅。 2 新耐震基準(昭和56年)に適合した市内の民間賃貸住宅。 3 家賃月額が50,000円以下 (管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。) 4 礼金は無く、敷金は家賃の2ヶ月分を限度。 <small>消防設備が設置</small>
補助額	月額家賃の2分の1(限度額20,000円)
補助金交付時期	年4回(10, 1, 4, 7月に前3ヶ月分を交付。)
補助期間	60ヶ月 <small>再申請可能(すと)</small>
募集件数 と募集方法	年間定員 20件(平成22年度~令和2年度) 15件(令和3年度) 10件(令和4年度以降) 定期募集...申込期間を定めて募集(抽選) 随時募集...定員を満たすまで募集(先着順)
補助金交付先	入居者(口座振込)

12

II. 認定事業者の要件・家賃補助制度の仕組み

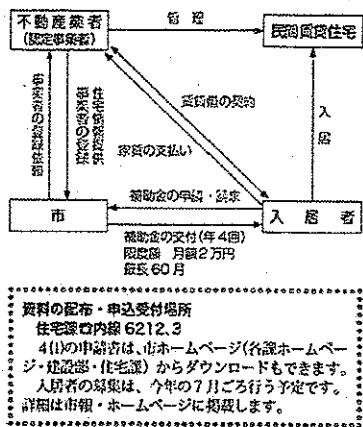
民間賃貸住宅の空き室を活用する制度を10月から開始するため、
空き室を提供できる不動産業者(認定事業者)を募集します

— 市営住宅入居基準を満たす方に最高2万円の家賃補助をします —

市では、民間賃貸住宅の空き室を活用し、家賃一部を補助する新制度を創設しました。入居者の募集は、7月ごろ行う予定です。入居者の募集に先立ち、市の民間賃貸住宅を提供できる不動産業者(認定事業者)を募集します。

1. 認定の対象となる賃貸住宅(空き室)
 - (1)市内の民間賃貸住宅で、新耐震基準(昭和56年)を満たしていること。
 - (2)共同住宅の場合、消火器・火災警報器が設置されていること。その他の中止の場合は、火災警報器が設置されていること。
 - (3)家賃は月額5000円以下(管理費、共益費および駐車場使用料を除く)であること。
 - (4)敷金は月額家賃の2か月分を限度とし、礼金は無いこと。
- ※提供された空き住宅情報は、市住宅課の窓口で市民の皆さんに公開します。
2. 不動産業者(認定事業者)の応募要件
 - (1)市内に本社または営業所を置く事業者であること。
 - (2)市税の滞納がないこと。
 - (3)に該当する住主の空き情報を提供できること。
3. 認定事業者の認証申請および公表
 - (1)認定の1か月から5年間とします。
 - (2)認定事業者の名前を市のホームページで公表します。
4. 寄り込みに必要な書類
 - (1)民間賃貸住宅認定事業者登録申請書
 - (2)宅地建物取引業の免許の写し
 - (3)市税完納證明書
5. 締結場所
4月26日㈬～5月28日㈮
4の書類を揃えて提出してください。(郵送不可)

家賃補助制度のしくみ (市営住宅入居候補者対象)



3年間は専管戸建て
禁止！

4/1～5/26
6件申込み

15 件目以降も受け付けます

4 家賃補助制度の現状

I. 家賃補助利用者数 年度別推移

	定期募集	随時募集	合計	現在の入居世帯	定員達成月
平成22年度	13	7	20	3	12月
平成23年度	12	8	20	3	3月
平成24年度	5	15	20	1	12月
平成25年度	5	15	20	4	12月
平成26年度	5	15	20	6	9月
平成27年度	8	12	20	5	8月
平成28年度	8	12	20	9	10月
平成29年度	10	9	19	11	9月
平成30年度	8	12	20	15	10月
令和元年度	8	12	20	15	9月
令和2年度	7	13	20	16	12月
令和3年度	5	10	15	15	3月
令和4年度	2	8	10	10	8月
合計	96	148	244	113	

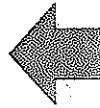
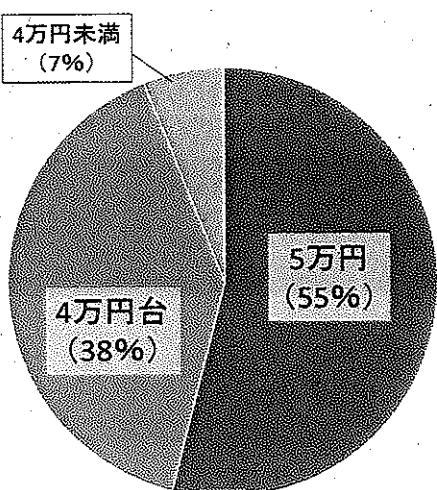
(単位:件)

※令和4年8月末時点

※平成29年度合計件数について、申込み自体は20件あったが、資格決定に必要な書類が未提出、連絡が取れない状況であった為、1件資格決定に至らなかった。

15

II. 入居賃貸住宅の家賃分布



家賃月額	世帯数 (退去者を含む)	割合
27,000	1	0%
30,000	1	0%
33,000	1	0%
35,000	4	2%
37,000	2	1%
38,000	6	3%
39,000	2	1%
40,000	18	8%
41,000	2	1%
42,000	4	2%
43,000	7	3%
44,000	3	1%
45,000	22	9%
45,500	1	0%
46,000	5	2%
47,000	5	2%
48,000	12	5%
49,000	10	4%
49,500	3	1%
50,000	135	55%
合計	244	100%

16

III. 収入月額別世帯数

収入分位	収入月額	世帯数 (退去者を含む)	割合
1	0~104,000円	197	81%
2	104,000~123,000円	15	6%
3	123,001~139,000円	7	3%
4	139,001~158,000円	7	3%
5	158,001~186,000円	10	4%
6	186,001~214,000円	4	2%
7	214,001~259,000円	3	1%
8	259,001~313,000円	1	0%
合計		244	100%

れ続あり。
姉妹もアリ。

17

IV. 世帯種別

世帯種別	世帯数 (退去者を含む)	割合	備考
一般世帯	71	29%	
母子世帯	114	47%	
父子世帯	2	0%	
高齢者世帯	10	4%	高齢者のみの世帯 高齢者の単身世帯は、 単身世帯で計上
障害者世帯	10	4%	すべて単身世帯
単身世帯	37	16%	うち高齢者が33世帯
合計	244	100%	

※ 単身を含めた高齢者のみの世帯：43世帯 全体の18%

18

V. 年代別

名義人年代別	世帯数 (退去者を含む)	割合
20代	31	13%
30代	94	39%
40代	53	22%
50代	18	7%
60代	16	6%
70代	27	11%
80代	5	2%
合計	244	100%

19

VI. 事業費及び交付件数

年度	事業費(決算書)	補助額	交付件数	補助率
平成22年度	2,120,000円	—	20件	—
平成23年度	7,860,000円	4,035,000円	39件	50%
平成24年度	10,410,000円	5,290,000円	56件	
平成25年度	13,457,000円	6,434,000円	68件	
平成26年度	16,136,000円	8,068,000円	82件	
平成27年度	16,178,000円	8,089,000円	80件	
平成28年度	17,949,000円	8,219,000円	88件	45%
平成29年度	18,582,000円	8,839,000円	91件	
平成30年度	20,524,000円	8,615,000円	96件	
令和元年度	21,205,000円	9,461,000円	102件	
令和2年度	22,942,000円	10,037,000円	109件	
令和3年度	23,354,000円	10,509,000円	108件	
令和4年度	22,464,000円	10,108,000円	97件	
合計	213,181,000円	97,704,000円	1036件	

20

5 家賃補助制度の メリット・デメリット

21

I. メリット・デメリット

	メリット	デメリット
市（行政）	○施設の維持管理や滞納整理事務にかかる手間や費用が削減できる。 ○補助の件数を調整することで、需要と供給の変動に柔軟に対応することができる。	×補助金申請や交付にかかる事務処理（年1回の交付申請＋年4回の交付請求）。
制度利用者	○家賃の負担を減らすことができる。 ○補助の要件を満たす住宅であれば、立地条件や設備などを見て、 <u>自由に選ぶことができる</u> 。	×支払った家賃に対する補助金のため、3か月分の家賃の支払いが必要。 ×手続きが年に複数回あり、その都度来庁及び書類の取得が必要。
認定事業者	○補助を利用してもらうことで、なかなか入居者の決まらない物件を埋めることができる。 ○支払った家賃に対する補助金となるため家賃滞納の抑制になる。	×入居者が市に提出する書類の作成を行う手間が発生する（家賃の支払証明書の発行等）。

22

ご清聴ありがとうございました。

【回答書】

Q 1 各年度の利用世帯数や市予算の金額等（実績）

A 1 利用世帯数は、令和4年度までで244世帯。直近での事業費は2,200万円、うち補助金が1,000万円となっております。
なお、詳細は資料「民間賃貸住宅家賃補助制度について」、P15, 20のとおりとなっております。

Q 2 市民の皆さんへの周知はどのようにされているのか（実績）

A 2 每年、家賃補助事業の定期募集、随時募集の際に市の広報誌、ホームページに掲載して周知しております。
また、募集件数に限りがあるため、ホームページ上で募集残り件数を随時更新しています。

Q 3 充分に認識されているのか（実績）

A 3 当事業も13年目になることから十分に認識されていると思われます。
毎年、市民の方からの問い合わせに限らず、遠方の自治体からの質問や視察を受けさせて頂いております。

Q 4 予算を超える応募があった場合はどのような対応をするのか（実績）

A 4 定期募集で募集件数以上の申し込みがあった場合には抽選にて決めさせて頂いております。

Q 5 家賃月額50000円以下の住宅が対象となっていますが、その根拠は何か

A 5 市営住宅が風呂釜・浴槽・エアコン等の設備がなく家賃の平均が2万円であることに対し、民間賃貸住宅はそれらの設備があることから、その差分を1万円程度と考え、入居者の負担が3万円になるよう設定しました。
また、市内のアパートで築20年の2LDKの部屋の家賃相場が5万円程度であったことも理由のひとつとなります。

Q 6 対象が比較的安い賃貸住宅になっているが、7万円や10万円の住宅は、なぜ対象に入れないのか

A 6 民間賃貸住宅家賃補助の資格基準は市営住宅同等であり、住宅困窮者を対象としていること。また、地域差はございますが、市内に5万円以下の家賃を設定するアパートの空き部屋供給数が相当数あることが理由になると思われます。

Q 7 補助期間は最長5年となっていますが、その根拠は何か？

A 7 補助金としての性質上期限を設けていること、また有資格者の自立を促す期間として5年間という期間を設けています。

Q 8 期間が超えた場合、その後の支援は何かあるのか

A 8 市営住宅に入居期限がないことから、5年経過後に希望があれば再度5年間延長することを可能としています。その際には、再度引越しを行う必要はありませんが、再度資格の審査を受け、要件を満たしていることが条件となります。

Q 9 これまで利用された方のご意見や要望はどのようなものがあるのか

A 9 利用者や認定事業者からも苦情などではなく、今後も事業を継続して欲しいと言った要望を伺っています。

Q 10 金額の増額または減額（今後の計画）

A 10 検討しておりません。

Q 11 期間の延長または短縮（今後の計画）

A 11 検討しておりません。

Q 1 2 対象住宅の変更等（今後の計画）

A 1 2 検討しておりません

Q 1 3 全く変更なしなのか（今後の計画）

A 1 3 募集件数の増減は、その都度検討していくこととなります。Q 1 0
～1 2までの内容の変更は検討しておりません。